

臣に報告しなければならない。

- 3 獣医師は、厚生労働大臣が大規模な感染症の発生の状況、動向及び原因を把握するため必要があると認めて期間、地域及び当該感染症に顕著な症状を定めた場合において、当該症状を呈する動物を診断したときは、直ちに、厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 4 政令で定める施設等の管理者は、厚生労働大臣が大規模な感染症の発生を迅速に把握するため必要があると認めて期間、地域及び当該感染症に顕著な症状を定めた場合において、当該症状を呈する者が厚生労働省令で定める数以上発生したときは、直ちに、厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に報告しなければならない。当該届出を受けた都道府県知事は、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、大規模な感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、国民及び事業者に対し、そのまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第十二 費用負担

- 1 市町村の支弁すべき費用
- 2 都道府県の支弁すべき費用
- 3 都道府県の負担
- 4 都道府県の補助
- 5 国の負担
- 6 国の補助
- 7 費用の徴収

第十三 雑則

- 1 厚生労働大臣の指示
- 2 保健所を設置する市又は特別区
- 3 再審査請求
- 4 事務の区分
- 5 権限の委任
- 6 経過措置

第十四 罰則

- 1 感染症の患者の秘密を正当な理由なく漏らした場合の罰則
- 2 医師が感染症の患者に係る届出をしなかった場合の罰則等